

# 令和元年度モンゴル国共同研究（商取引法関連第2回）

国際協力部教官

小島 麻友子

## 第1 はじめに

法務省法務総合研究所（以下、「法務総合研究所」という。）は、令和元年（2019年）10月13日から同月19日までの間（移動日を含む。）、モンゴル国（以下、「モンゴル」という。）の最高裁判所判事であるウンダラフ・バトスレン氏ら10名<sup>1</sup>を日本にお招きし、国際法務総合センター及び法務省赤れんが棟において、商取引法に関する共同研究を実施した。

本稿では、共同研究を実施した経緯やその概要について紹介したい。

## 第2 共同研究を実施した経緯

モンゴルにおいては、民法典及び会社法典は制定されているものの、日本の商法典に該当する法典は存在せず、商取引に関する規定は、主として民法典内に存在している。

しかし、それらの規定は、非商人間の取引と商人間の取引との差異に配慮していない、民法典の一般原則の中に混在していて分かりにくいなどの問題があり、モンゴルでは、現在、商法典を制定することが検討されている。

この検討に当たり、モンゴルの法務・内務省から法務総合研究所に対し、支援の要請があったことから、法務総合研究所国際協力部は、平成30年（2018年）度よりモンゴルから研究員をお招きし、商取引法関連の共同研究を実施している。

## 第3 共同研究の概要等

今回の共同研究では、添付の「令和元年度モンゴル国共同研究日程表」のとおり、日本の法人登記制度や商法の講義、民法改正時の議論に関する講義を行い、さらに、消費者法の歴史と消費者概念に関する講義や証明責任に関する講義を行った。

また、モンゴル民法の特色と問題点に関するディスカッションやモンゴルの商業を取り巻く法制等に関してセミナー講演を実施した。

この共同研究では、モンゴルにおける商法制定に関わる議論もなされたが、現在、モンゴルにおいて検討されている事項であるから、その紹介は差し控えたい。

以下、その議論に立ち入らない範囲で、講義やセミナーの内容を紹介したい。

### 1 講義

#### (1) 「日本の法人登記制度」

この講義では、日本の法人の種類、法人登記の法的効力、商業登記の種類、登記

<sup>1</sup> 研究員は、添付の「令和元年度モンゴル国共同研究（商取引法関連第2回）」のとおりである。

の管轄，登記手続の特徴や基本的仕組み，商業登記とその他法人登記の違いなどについて説明があった。

研究員からは，法人登記には個々の株主の持ち株数についても記載があるのか，どうして持ち株数は記載されていないのかなどの質問がなされたほか，登記事項証明書を取得するのに手数料の納付が必要ということは，手数料を納付しなければ取得できないから，日本の登記は公開されていると言えないのではないかとの意見が出された。

(2) 「実体法と手続法 証明責任の分配を中心として」

この講義では，無権代理人の責任を例として法律要件事実についての証明責任の分配に関する説明や，自動車損害賠償保障法を例として証明責任の転換に関する説明，営業秘密の侵害行為及び損害額の立証における推定規定の意義の説明，損害賠償額の認定に関して民事訴訟法248条や関連する判例の説明などがあった。

研究員からは，真偽不明とはどのような状況かについて質問がなされた。

(3) 「取引ルールの法制化に関する民法改正時の議論」

この講義では，2009年11月から2015年2月までの間，民法を改正するため，法制審議会民法部会においてなされた議論の中から，民法と商法との関係を考える上で参考になると思われる議論の内容について紹介があった。

研究員からは，消滅時効期間の改正趣旨や消費者保護の規定が不平等であるとして憲法上争われることはあるかについて質問がなされたほか，事業者の中には，営利を目的とした商人とそうでないものが存在するが，商人ではない事業者にも商人と同じ義務，責任を負わせるべきかといった質問がなされた。

(4) 「商事売買等に関する日本の商法の規律について」

この講義では，民法・商法・商慣習法の適用順序や商法を適用することの現行日本法における意義，一方的商行為，商事売買などについて説明があり，関連する判例の紹介があった。

研究員からは，モンゴルでは，商号が大きな問題となっているので説明してほしいとの要望があり，講師の先生より，商号の意義や商号の保護などについても説明がなされた。

(5) 「商業使用人・代理商・仲立人・問屋・運送に関する日本商法の規定について」

この講義では，運送契約の性質，運送人の損害賠償責任，仲立，代理商，問屋の意義や問題点，商人概念などについて説明があった。

研究員からは，運送に関して，運送人の責任について証明責任の分担や損害額の立証に関する質問のほか，運送人の留置権と商人間の留置権との違いは何か，運送約款による責任制限にはどのようなメリットがあるのかといった質問がなされた。

また，商人概念に関連しても多くの質問がなされた。

(6) 「消費者法の歴史と消費者概念」

この講義では，日本における消費者法の歴史や，EUにおける消費者保護指令と

その加盟国であるドイツ、イタリアにおいてその指令が国内法化されていく過程、日本法やEU消費者法における消費者概念などについて説明があった。

研究員からは、消費者を保護するために販売生産の基準や安全基準を定めた法律はあるのかという質問がなされたほか、消費者団体訴訟制度などについても質問が及んだ。

## 2 セミナー講演

モンゴル国立大学法学部私法学部講師のブヤンヒシグ・バトエルデネ先生から「モンゴルにおける商業登記制度について」、また、チンゲルテイ区民事第一審裁判所判事のバヤルマー・ニャムドー先生から「モンゴル民事裁判手続における挑戦的課題」に関して発表をいただいた。

以下、その発表の概要を紹介する。

### (1) 「モンゴルにおける商業登記制度について」

ア モンゴルでは、登記に関して、国家登記基本法や法人登記法といった法律がある。

また、規則や最高裁判所による法令解釈も存在する<sup>2</sup>。

イ モンゴル会社法に対しては、法学者からの多くの批判がある。例えば、株式会社と合同会社の規定が混在しているため実務において混乱が生じる原因となっており、批判されている。

また、支店を有する法人に対して訴訟を提起する場合の裁判管轄の規定や会社法に定められている株主の権利を実現するための訴訟に関する規定が欠けているといった問題もある。

ウ 会社の設立過程においては、会社設立のための会議を行い、その議事録を作成する、定款を定める、役職者を任命する、登記するなどの手続がある。

モンゴルでは、監査役が置かれないことが多い。

エ 外資会社を設立する場合に困難な点としては、最低資本金が高額であることや土地の所有が認められていないといった点が挙げられる<sup>3</sup>。

オ モンゴルには、国民登記、法人登記、財産権登記の3種類の国家登記がある。

法人登記法は、2015年と2018年に改正された。

法人登記の種類としては、新設立法人の登記、変更により新しく設立された法人の登記、法人の情報変更の登記、法人倒産の登記がある。

---

<sup>2</sup> ブヤンヒシグ先生によれば、規則としては、「条約により設立された政府間組織、その代理事務所を国家登記に登録することに関する規則」、「印鑑及び標を作成する活動の監視に関する規則」、「法人の支店及び代理事務所の登記に関する規則」があり、最高裁判所による法令解釈としては、「法人登記法のある条項についての法解釈（2006年2月20日第7番）、事業組合及び会社法第30条のある条項についての法解釈（1997年12月23日第474番）、組合法のある条項についての法解釈（2007年6月18日第26番）、事業活動の特別許可に関する法のある条項についての法解釈（2009年3月31日第9番）などが存在するとのことである。

<sup>3</sup> モンゴル民法102条1項では、「モンゴル国民が所有する土地を除き、土地は、国が所有する。」旨規定されている。

カ モンゴルでは、実務において、法人の不実な情報が登記され、その情報に基づき取引を行った第三者の保護をどうするかという問題が起きている。

また、モンゴルにおいて商法を制定する場合に、商業登記を導入するか、登記の公示をどのようなものとするか、個人事業者に登記義務を課すか否かといった問題がある。

キ 個人事業者の登記については、学者の間では意見が分かれており、多数説も形成されていない。

国家の利益から考えると、個人、法人を問わず、全ての事業者に登記をさせるべきといえるが、モンゴルでは、この考えに賛成する者もいる。



【ブヤンヒシグ・バトエルデネ先生の発表風景】

## (2) 「モンゴル民事裁判手続における挑戦的課題」

ア 1952年及び1967年に「モンゴル人民共和国の民事責任を課す法」が定められた。モンゴルは、この頃は、社会主義の時代であり、これらの法律においては職権主義が採用されていた。

モンゴルは、1991年に社会主義を放棄したが、その後ドイツの民事訴訟法学者などから助言を受け、2002年にモンゴル民事訴訟法を制定した。

そのため、この民事訴訟法は、ドイツ民事訴訟法において採用されている原則を導入した部分が少なくなく、当事者主義も採用されている。

イ モンゴルでは、第一審裁判所、第二審の控訴審裁判所、第三審の最高裁判所が存在している。

事件は、民事事件、刑事事件、行政事件に分類されている。

民事事件第一審裁判所、刑事事件第一審裁判所、行政事件第一審裁判所は、国内に合計98か所ある。

刑事事件と民事事件の控訴審裁判所は国内に合計25か所あり、行政事件の控訴審裁判所は1か所ある。

最高裁判所は国内に1か所ある。

裁判所で審理される民事事件、刑事事件、行政事件の数を比べてみると、民事事件が一番多い。

ウ 現在、商法に関連する事件の場合、民事裁判所が扱う場合と行政裁判所が扱う場合があることから、モンゴルで商法典が制定された場合には、裁判管轄に関する問題も生じると考えている。

エ モンゴル民事訴訟法では、処分権主義、弁論主義、裁判所による聴取の原則、裁判公開・口頭・連続の原則などが採用されている。

ただし、一定の事件においては、職権主義が採用されている。

また、個人の秘密やプライバシーに関する事件の裁判は、全部又は一部を非公開にすることができる。

オ モンゴルでは、民事訴訟法における処分権主義、弁論主義、代理に関する規定の改正が議論されているほか、第一回口頭弁論を開く前に裁判官と当事者が打合せをすることができる事前会議の規定を設けること、最高裁判所の審理範囲を明確にすること<sup>4</sup>、技術発展によって生じた新たな種類の証拠<sup>5</sup>の取扱い、裁判手続の遅延を解消する方策などが議論されている。

カ モンゴルでは、弁護士でない者も当事者の依頼によって当事者を代理することができることとなっている<sup>6</sup>。

個人的な意見であるが、この点が、モンゴルの裁判手続遅延の一因となっているのではないかと思っている。

また、裁判の迅速化のために、事前会議に関する規定を設けるとよいと思っている。

キ 商法の発展とともに、民事訴訟法についても発展させていかなければならないと考えている。

---

<sup>4</sup> 発表内では具体的な数字は示されなかったものの、上告される事件の数が多いことが指摘された。

<sup>5</sup> バヤルマー判事は、具体的には、電子化された情報の取扱いなどが問題となっている旨述べていた。

<sup>6</sup> なお、バヤルマー判事によると、モンゴルでは、第一審から最高裁まで、本人訴訟が認められているとのことである。



【バイルマー・ニャムドール判事の発表風景】

#### 第4 おわりに

1 国際協力部の教官の仕事の楽しさの一つに、これまで疑問に感じたことのなかった日本の法制度に対し、疑問が投げかけられる機会に直面し、新たにその法制度について考える機会を与えられる点が挙げられる。

今回も、この共同研究で、研究員から度々、日本の登記制度は、公開されている制度といえるのかとの疑問が投げかけられたが、私にとってはこれもその一例と言える。

2 昨年度の共同研究の後、昨年度共同研究に参加した研究員から、共同研究の講義内容をモンゴルでの商法の大学教育に役立てているなどのうれしい知らせを聞いた。

今回も、この共同研究が、モンゴルの商法制定の議論や教育に役立ててくれることを心より願っている。

最後に、この共同研究に御協力をいただいた講師の先生を始め、関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

**令和元年度モンゴル国共同研究(商取引法関連第2回)**

1	<b>ウンダラフ・バトスレン</b>
	<b>Ms. Undrakh Batsuren</b>
	最高裁判所判事
2	<b>ナランチメグ・ダバースレン</b>
	<b>Ms. Naranchimeg Davaasuren</b>
	オトゴンテンゲル大学法学部教授
3	<b>アマルサナー・バトボルド</b>
	<b>Mr. Amarsanaa Batbold</b>
	モンゴル国立大学法学部教授, 私法学部長
4	<b>ゾルザヤ・エネビシ</b>
	<b>Ms. Zolzaya Enebish</b>
	首都控訴審裁判所判事, 法曹協会懲戒委員会委員長
5	<b>バヤスガラン・ミャンガー</b>
	<b>Mr. Bayasgalan Myangaa</b>
	バヤンゴル区民事第一審裁判所首席判事
6	<b>バヤルマー・ニヤムドー</b>
	<b>Ms. Bayarmaa Nyamdoo</b>
	チンゲルテイ区民事第一審裁判所判事
7	<b>ツオルモン・シャグダルスレン</b>
	<b>Ms. Tsolmon Shagdarsuren</b>
	モンゴル法務・内務省司法政策局上級専門官
8	<b>アマルムルン・アマルトブシン</b>
	<b>Ms. Amarmurun Amartuvshin</b>
	モンゴル法務・内務省司法政策局専門官
9	<b>ブヤンヒシグ・バトエルデネ</b>
	<b>Ms. Buyankhishig Bat-Erdene</b>
	モンゴル国立大学法学部, 私法学部講師
10	<b>プレブバートル・レンバー</b>
	<b>Mr. Purevbaatar Renbaa</b>
	モンゴル国立大学法学部, 私法学部講師

**【研修担当/Officials in charge】**

教官 / Professor 小島麻友子(KOJIMA Mayuko)

国際専門官 / Administrative Officer 本間基之(HOMMA Motoyuki), 嵐文子(ARASHI Fumiko)

## 令和元年度モンゴル国共同研究日程表

[ 主任教官: 小島 担当専門官: 嵐 ]

法務総合研究所国際協力部

月日	曜	昼休み	
10 / 13	日	入国	
10 / 14	月	10:00~11:00 オリエンテーション	11:00 【ディスカッション】モンゴル民法 の特色と問題点
		ICD教官及び 専門官	モンゴル参加者とCD教官
		昭島	昭島
		13:30~14:45 【発表】商法制定の方向性 について	15:00 【講義】日本の法人登記制度
		モンゴル参加者	桜美林大学大学院経営学研究科 教授 齋藤隆夫先生
		昭島	昭島
10 / 15	火	10:00 【講義】実体法と手続法－証明責任の分配を中心として－	12:30
		東京大学法学部・大学院法学政治学研究科名誉教授 弁藤士 伊藤真先生	赤れんが棟 共用会議室
			14:00 【講義】取引ルールの法制化に関する民法改正時の議論
			深山・小金丸法律会計事務所 弁藤士 深山雅也先生
			赤れんが棟 共用会議室
10 / 16	水	10:00 【講義】商事売買等に関する日本の商法の規律について	12:00
		東京大学法学部・大学院法学政治学研究科 後藤元先生	赤れんが棟 共用会議室
			14:00 【セミナー講演】商業を取り巻く法制等—モンゴル—
			モンゴル参加者
			赤れんが棟 共用会議室
10 / 17	木	10:00 【講義】商業使用人・代理商・仲立人・問屋・運送に関する日本商法 の規定について①	12:30
		同志社大学大学院司法研究科教授 東京大学法学部・大学院法学政治学研究科名誉教授 山下友信先生	昭島
			14:00 【講義】商業使用人・代理商・仲立人・問屋・運送に関する日本商 法の規定について②
			同志社大学大学院司法研究科教授 東京大学法学部・大学院法学政治学研究科名誉教授 山下友信先生
			昭島
10 / 18	金	10:00 【講義】消費者法の歴史と消費者概念	12:30
		立命館大学法学部法学科 教授 谷本圭子先生	昭島
			14:00 【意見交換】
			モンゴル参加者とCD教官
			昭島
10 / 19	土	帰国	